

議案第八十号

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成十九年十二月二十七日

提出者

杉並区長

山

田

宏

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
杉並区職員の退職手当に関する条例（昭和五十年杉並区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「二十五年」を「十五年」に、「百分の二百十」を「百分の百九十」に改め、同項第三号中「二十六年」を「十六年」に改め、同項第四号中「三十二年」を「三十三年」に、「百分の百十」を「百分の百五十」に改め、同項第五号中「三十三年」を「三十四年」に、「百分の五十」を「百分の六十」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第七條第一項及び第八條第一項の規定に該当する者のうち、平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に退職したものに対して支給する退職手当の基本額は、これらの規定にかかわらず、退職日給料月額（改正後の条例第五條第一項に規定する退職日給料月額をいう。以下同じ。）（改正後の条例第九條の二の規定に該

当する者については、同条の規定により計算した額）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百四十

二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の二百

三 十六年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の二百五

四 二十六年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の二百

五 三十一年以上三十二年以下の期間については、一年につき百分の百三十

六 三十三年以上の期間（次号に掲げる期間を除く。）については、一年につき百分の

百

七 三十四年以上の期間については、一年につき百分の五十五

3 前項の規定により計算した金額が、退職日給料月額（改正後の条例第九条の二の規定に該当する者については、同条の規定により計算した額）に五十九・二を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

4 前二項の規定は、改正後の条例第九条の三第一項、第十一条の二及び附則第四項から第六項までの規定に該当する者（改正後の条例第七条第一項及び第八条第一項の規定に該当する者に限る。）に対して支給する退職手当の基本額の計算について準用する。

（提案理由）

定年退職等の場合の退職手当の基本額に係る支給割合を改定する必要がある。

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第七条 定年に達した者により退職した者 (定年に達した者で、杉並区職員の定年等に関する条例(昭和五十九年杉並区条例第四号)第四条の規定により引き続き勤務した後退職した者を含む。)、これに準ずる理由その他その者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で規則で定めるもの、規則で定める傷病により退職した者、通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>(定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第七条 定年に達した者により退職した者 (定年に達した者で、杉並区職員の定年等に関する条例(昭和五十九年杉並区条例第四号)第四条の規定により引き続き勤務した後退職した者を含む。)、これに準ずる理由その他その者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で規則で定めるもの、規則で定める傷病により退職した者、通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>

一 略

- 二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百九十
- 三 十六年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の二百
- 四 三十一年以上三十二年以下の期間については、一年につき百分の百五十
- 五 三十四年以上の期間については、一年につき百分の六十

2
略

一 略

- 二 十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の二百十
- 三 二十六年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の二百
- 四 三十一年以上三十二年以下の期間については、一年につき百分の百十
- 五 三十三年以上の期間については、一年につき百分の五十

2
略

退職手当改定の概要

定年退職等の退職手当の支給率表

勤続期間	現 行		改 正		差 (B - A)
	支給率(月数) (A)	支給割合	支給率(月数) (B)	支給割合	
1年	1.4	140/100	1.4	140/100	0.0
2年	2.8		2.8		0.0
3年	4.2		4.2		0.0
4年	5.6		5.6		0.0
5年	7.0		7.0		0.0
6年	8.4		8.4		0.0
7年	9.8		9.8		0.0
8年	11.2		11.2		0.0
9年	12.6		12.6		0.0
10年	14.0		14.0		0.0
11年	16.1	210/100	15.9	190/100	0.2
12年	18.2		17.8		0.4
13年	20.3		19.7		0.6
14年	22.4		21.6		0.8
15年	24.5		23.5		1.0
16年	26.6		25.5		1.1
17年	28.7		27.5		1.2
18年	30.8		29.5		1.3
19年	32.9		31.5		1.4
20年	35.0		33.5		1.5
21年	37.1	200/100	35.5	200/100	1.6
22年	39.2		37.5		1.7
23年	41.3		39.5		1.8
24年	43.4		41.5		1.9
25年	45.5		43.5		2.0
26年	47.5		45.5		2.0
27年	49.5		47.5		2.0
28年	51.5		49.5		2.0
29年	53.5		51.5		2.0
30年	55.5		53.5		2.0
31年	56.6	110/100	55.0	150/100	1.6
32年	57.7		56.5		1.2
33年	58.2	50/100	58.0	60/100	0.2
34年	58.7		58.6		0.1
35年以上	59.2		59.2		0.0

注 59.2 は、支給率の上限であることを表す。